那珂川町新規出店支援補助金交付要綱

令和 4 年 2 月 1 8 日 告示第 9 8 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな賑わいの創出及び町内経済の活性化を図るため、那珂川町内(以下「町内」という。)に新規出店した法人又は個人事業主に対して、那珂川町新規出店支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、那珂川町補助金等交付規則(平成17年那珂川町規則第47号。以下「規則」という。)及び那珂川町補助金等の交付に関する規程(平成28年那珂川町告示第103号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 新規出店 町内で自己所有物件又は建設、購入、改修、賃借等により整備 した店舗や事業所等の物件(以下「店舗等」という。)を拠点として、新た に小売業や飲食業、サービス業を本格的に開始すること。
 - (2) 法人 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定 する中小企業者及び法人税法別表第二に該当する法人並びに法人税法以外の 法律により公益法人等とみなされる法人。ただし、宗教法人を除く。
 - (3) 個人事業主 それぞれの管轄税務署に、所得税法第229条で定める「個人事業の開業・廃業等届出書」の提出が完了している者
 - (4) 経常経費 新規出店後の事業の運営に必要な経費で、新規出店時に要した 当初経費は含まない。

(交付対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、令和3年4月1日以降に新規出店した法 人又は個人事業主であって、次の各号の要件を全て満たす者とする。
 - (1) 市区町村税の滞納がないこと。
 - (2) 新規出店から3年以上町内で当該事業の継続が見込めること。
 - (3) 代表者又は役員が那珂川町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、

- 同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団等に該当せず、 かつ将来にわたっても該当しないこと。
- 2 前項の規定に関わらず、補助金の趣旨や目的に照らして適当であると町長が認 める者は、補助金の対象者とする。
- 3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の対象と しない。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第12 2号) 第2条で定める営業を行う者
 - (2) 政治団体
 - (3) 宗教上の組織もしくは団体
 - (4) この他補助金の趣旨や目的に照らして適当ではないと町長が認める者 (交付対象経費、交付金額等)
- 第4条 補助金の交付対象経費、交付金額及び交付期間は、別表に定めるとおりと する。

(交付要望)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者が、規程第4条第1項第1号で定める要望を行う場合において、提出する書類は次の表に定めるとおりとする。

提出すべき要望	 	亜増また近仕小 ごも事料	提出	提出
書の名称	様式	要望書に添付すべき書類		期限
那珂川町新規出	規程の参	・事業計画書 (別記様式第1号)	1 部	新規出店
店支援補助金要	考様式第	・市区町村税の完納証明書又はこれに代		の日の属
望書	1号	わるもの		する月か
		・履歴事項全部証明書(申請者が法人の		ら起算し
		場合)		て1年以
		・個人事業の開廃業届等届出書(申請者		内
		が個人事業主の場合)		
		・その他町長が必要と認める書類		

(交付内示)

第6条 町長は、前条の規定による交付要望を受理したときは、当該要望の内容を審

査及び店舗等の現地検査を実施し、補助金交付の申請に適するものと認めたときは、 補助金交付の内示をする。

(交付申請)

第7条 前条の規定による交付内示を受けた者が、規則第4条の規定により、補助金 の交付申請を行う場合において、提出する書類は次の表に定めるとおりとする。

提出すべき申請 書の名称	様式	申請書に添付すべき書類	提出部数	提出期限
那珂川町新規出	規則の様	・事業計画書 (別記様式第1号)	1 部	町長が定
店支援補助金交	式第1号	・その他町長が必要と認める書類		める日
付申請書				

(交付決定)

第8条 町長は、前条に定める申請があった場合は、規則第5条の規定に基づき、 予算の範囲内で交付の決定をするものとする。

(実績報告)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者が、規則第13条の規定により、補助 金の実績報告を行う場合において、提出する書類は次の表に定めるとおりとする。

提出すべき申請		由注書に近日子のも事類	提出	提出
書の名称	様式	申請書に添付すべき書類	部数	期限
那珂川町新規出	規則の様	· 事業報告書(別記様式第2号)	1部	町長が定
店支援補助金実	式第2号	・その他町長が必要と認める書類		める日
績報告書				

(額の確定)

第10条 町長は、前条に定める実績報告があった場合は、規則第16条の規定に基づき、予算の範囲内で額の確定を行うものとする。

(交付請求)

第11条 補助金の額の確定を受けた者が、補助金交付請求を行う場合において、規 則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

提出すべき請求	様式	請求書に添付すべき書類	提出	提出
---------	----	-------------	----	----

書の名称			部数	期限
那珂川町新規出	規則の様	・交付決定指令書の写し又は額の確定指	1 部	町長が定
店支援補助金交	式第3号	令所の写し		める日
付請求書		・その他町長が必要と認める書類		

(補助期間)

- 第12条 補助期間は、令和3年度から令和7年度までとする。
- 2 前項の補助期間内に第6条の交付内示を受けた者は、当該補助期間の終了後で あっても、別表に定める交付期間中は、本要綱の規定を適用する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

交付対象経費	交付金額	交付期間
新規出店した日以降の経常経費のうち、	対象経費 (月額)	交付決定の対象
次に該当するもの。	の合計額の2分の	となった月から
ただし、店舗兼住宅の場合など、新規出	1(千円未満切捨)	起算して24か
店事業以外の経費が含まれる場合は、こ	とし、3万円を上	月を限度とする。
れを除く。	限とする。	
・店舗等の建物及び敷地に係る賃借料		
・水道料金、電気料金		
・食材費や材料費、燃料費、サービス提		
供に係る役務費などのうち、町内の事		
業者や個人から調達したものに係る		
費用		

事業計画書

1)	事業の目的
	(具体的に記載)

- 2) 事業の概要
 - ・事業の形態
 - ・主な事業箇所
 - ・事業の内容
 - ・事業の始期
 - その他

3) 対象経費内訳書

項目	支出見込額 (円)	摘要
合 計		

(当該事業の認定を審査するのに必要な事項を記載若しくは概算設計書又は見積書等を添付)

事業報告書

1)	事業の成果
	(新たな賑わいの創出と町内経済活性化に対する成果を具体的に記載)

- 2) 事業の実績
 - ・主な事業箇所
 - ・事業の実績
 - ・事業の期間
 - その他

3) 対象経費決算書

/13の正共 レイカー日		
項目	支出額 (円)	摘要
合 計		

※ 各項目の支出額について、確認できる証憑書類の写しを添付すること。